

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対し、教育長より措置を講じたとの通知があったため、同条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年9月21日

湖西市監査委員 土屋 隆裕
湖西市監査委員 楠 浩幸

令和3年度財政援助団体等に対する監査結果に基づく対応措置

令和3年12月3日付け湖監第29号により改善するよう求められたものについて、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

【担当部署】 スポーツ・生涯学習課

指摘事項	指摘事項に対する対応
湖西フロンティア倶楽部 ○会計処理について 団体の会計処理において、会計担当に聞かなければわからない会計処理がされていました。会計処理の内容について明確にするためにも、入金に係るものは全て通帳を通し、次年度繰越金についても通帳残高と一致するような会計処理を行うよう、所管課として指導願います。また、収支報告の繰越金と通帳残高、手持ち現金について、本年度末までに明確にするよう指導願います。	令和4年3月に、副会長（会計）及び事務局長に対し、①入金に係るものはすべて通帳を通すこと、②出金に関し、一定額を口座から引き出した場合は現金出納簿を作成し管理すること、③次年度繰越金について通帳残高と一致させることを指導した。 その後、通帳を提出していただき、収支報告の繰越金と残高に相違がないことを確認した。 また、令和4年度以降、①～③の指導のとおり処理を行っていることを確認した。